

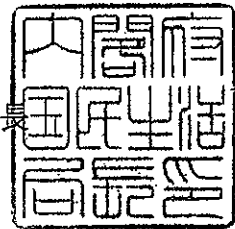
月刊「ANTA」で会員に周知



府国生第115号
平成20年2月6日

代 表 者 各 位

内閣府国民生活局長



「消費者月間」関連事業について（依頼）

消費者政策の推進につきましては、日頃より格別のご協力を賜りありがとうございます。

昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

近年、国民生活に大きな不安をもたらす事件・事故が相次いで発生していますが、成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から国民の安全・安心が重視されなければならない時代になっています。その実現のためには、消費者、企業、行政がそれぞれの立場において、消費者・生活者の視点に立った努力が求められます。

このため、内閣府では、平成20年度の「消費者月間」は、「活かそう 消費者・生活者の視点」を統一テーマとして、各種事業に取り組むこととしております。

つきましては、貴団体（貴地方公共団体、貴社）におかれましては、上記趣旨をご理解の上、「消費者月間」関連の各種事業の実施及び貴団体傘下の団体への周知方について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

平成20年度消費者月間統一テーマ

内閣府国民生活局

1. 統一テーマ

「活かそう 消費者・生活者の視点」

2. 趣 旨

近年、こんにゃく入りゼリーやエスカレーター等による死亡・重篤事故や耐震偽装問題、食品の不正表示など国民生活に大きな不安をもたらす事件・事故が相次いで発生しています。

成熟した先進国となった我が国においては、生産第一という思考から国民の安全・安心が重視されなければならない時代になっています。その実現のためには、消費者、企業、行政のそれぞれが次のような行動をとることが期待されます。

- ・消費者においては、自らの暮らしの安全・安心を見直し、改善要望、対策等に関する消費者の声を企業・行政に積極的に届けること等。
- ・企業は、法令等の遵守を徹底するとともに、消費者の信頼を損なうことのない製品・サービスを提供できるよう品質管理の向上を図ること等。
- ・行政は、国民生活に関係する様々な法律・制度等を総点検し、消費者・生活者の視点に立った行政へ大きく転換する。地方自治体においても、住民の安全・安心を確保する支援体制を整備すること等。

以上の趣旨から、「活かそう 消費者・生活者の視点」を本年5月の消費者月間の統一テーマとしました。

事 務 連 絡
平成 20 年 2 月 6 日

「消費者月間」関連事業の送付について（依頼）

内閣府国民生活局
消 費 者 情 報 室

標記におきまして、例年格別のご配慮をいただきありがとうございます。

内閣府では、平成 20 年 5 月の「消費者月間」は、「活かそう 消費者・生活者の視点」を統一テーマとして、各種関連事業の準備を進めております（別紙参照）。

つきましては、貴団体（貴地方公共団体、貴社）で「消費者月間」関連事業として特別に実施（予定）される事業（通年実施事業は除く）がございましたら、その内容を可能な限り具体的に別紙様式（電子媒体による様式の送付を希望される場合には、下記メールアドレス宛その旨ご連絡いただければ、メールで送付します。）に記載していただき、3 月 14 日（金）までに、下記の宛先まで郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法により送付をお願い申し上げます。実施例と致しまして、内閣府国民生活政策ホームページ内の消費者の窓 “平成 19 年度「消費者月間」 ”（<http://www.consumer.go.jp/gekkan/2007gekkan/index.html>）をご参考にしていただけたら幸いです。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

「消費者月間」に関連した事業を実施する団体の事業については、内閣府国民生活政策ホームページ「消費者の窓」等でご紹介をさせていただく予定です。（非掲載を希望される場合は、その旨、別紙様式に記載をお願い致します。）

また、当府作成の「消費者月間」ポスターを 4 月に送付する予定でありますが、送付が不要な場合は下記までご一報をお願い申し上げます。（発送の手続きの関係上、3 月中旬までにご連絡をお願い致します。）

「消費者月間」とは・・・毎年 5 月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っています。

【問い合わせ先】 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府国民生活局消費者情報室
渡邊、福田
TEL 03-3581-7735
03-3581-9377
FAX 03-3581-9935
E-mail: gekkan.fi@cao.go.jp

(別 紙)

内閣府が行う「消費者月間」関連事業

(1) 消費者問題国民会議の開催

静岡市及び堺市で、「活かそう 消費者・生活者の視点」を統一テーマとして、消費者、事業者、行政、学界の4者が集って消費者問題について集中的に考える会議を開催するとともに、消費者支援功労者に対する大臣表彰(20名以内)を行う。

5月27日(火) 堺市大会 サンスクエア堺(堺市)

5月29日(木) 静岡市大会 静岡県男女共同参画センター あざれあ(静岡市)

(2) ホームページでの各種事業の紹介

内閣府のホームページ「消費者の窓」で、各企業、事業者団体、消費者団体、行政が「消費者月間」に行う事業の内容を紹介する。

ホームページのURLは <http://www.consumer.go.jp/>

(3) ポスターの配布

「消費者月間」の認知度を高めるため、啓発資料としてポスターを作成し、協賛事業者、地方公共団体等に配布(4月に配布予定)。

内閣府国民生活局消費者情報室行き
E-mail : gekkan.fi@cao.go.jp
FAX : 03-3581-9935

別紙様式

平成20年度消費者月間関連事業

(貴団体・貴社)名			
整 理 番 号		封筒の宛名に書いてある整理番号を記載して下さい。	
住 所	〒		
貴団体ホームページ URL			
消費者の相談窓口 及び電話番号			
内閣府 HP への掲載希望	希望する ・ 希望しない		

消費者月間 関連事業の 種類 (当てはまる ものに○をつ けてくださ い。)	1 苦情受付、特別相談	2 表示計量の総点検	3 各種施設見学会
	4 講演会、懇談会	5 講演会等の講師派遣	6 折り込み広告、雑誌広告
	7 各種広報でのPR	8 ホームページの活用	9 ポスター等作成
	10 出品、展示会等	11 協賛・後援協力	12 その他の事業
消費者月間 関連事業の 概要 (事業の実施 日・規模・内 容詳細に) ※通年事業を 除く			

※ご記入をお願いします。

担当部署	担当者名	e-mail	電話